

表1 平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援 が特に必要と認められる者	基本調査に該当項目なし
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」 基本調査1-3 寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記 憶・理解のいずれかに支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としな い者	基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が 意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2(意思の伝達)～基本調査3-7 (場所の理解) いずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8(徘徊)～基本調査4-15(話 がまとまらない)のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状が ある旨が記載されている場合も含む。  基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つ り具の部分を除く) ●昇降座椅子など ●固定式・入浴用リ フトなど	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要 とする者	基本調査2-1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差解消が必要 と認められる者	基本調査該当項目なし
カ 自動排泄処理 装置(尿のみを自動的 に吸引するものを除 く)	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便「4. 全介助」 基本調査2-1 移乗「4. 全介助」

※表1のうち、アの二「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの三「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断することとなり、この場合も、理由書等の提出は不要です。